

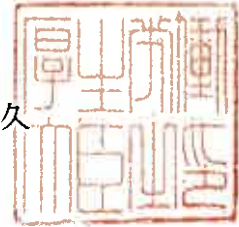
厚生労働省発雇均 0824 第 2 号

令和 3 年 8 月 24 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

一 一歳から一歳六か月に達するまでの子に係る育児休業の申出に関する事項

1 労働者は、その養育する一歳から一歳六か月に達するまでの子について、特別の事情がある場合において、当該子の一歳到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合に該当する場合には、その事業主に申し出ることにより育児休業をすることができるところ、当該特別の事情について次のとおりとすること。

(一) その養育する一歳に満たない子又は一歳から一歳六か月に達するまでの子についての育児休業申出をした労働者について産前産後休業期間が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業期間又は当該産前産後休業期間中に出産した子に係る育児休業期間が終了する日までに、当該子の全てが、次のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 死亡したとき。

(2) 養子となったことその他の事情により当該労働者と同居しないこととなったとき。

(二) (一)の労働者について新期間（新たな育児休業期間又は出生時育児休業期間をいう。以下この

(二)において同じ。)が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であつて、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の育児休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 死亡したとき。

(2) 養子となったことその他の事情により当該労働者と同居しないこととなったとき。

(3) 民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子

縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

(三) (一)の労働者について介護休業期間が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であつ

て、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族

と介護休業申出をした労働者との親族関係が消滅するに至ったとき。

- 2 労働者が、その養育する一歳から一歳六か月に達するまでの子について、その事業主に申し出ることににより育児休業をすることができるところのうち、当該子の一歳到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合について、1の(一)から(三)までに掲げる場合に該当した場合を加えること。

二 育児休業申出の方法等に関する事項

労働者が育児休業申出（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第五条第七項に規定する育児休業申出によりする育児休業を除く。）を行うに当たり、事業主に申し出なければならない事項として次の事項を加えること。

- (一) 育児休業申出に係る子について、既にした育児休業申出がある場合にあつては、当該育児休業申出に係る育児休業期間
- (二) 育児休業申出に係る子について、既にした育児休業申出の撤回がある場合にあつては、その旨
- (三) 一の1の(一)から(三)までに掲げる事情がある場合にあつては、当該事情に係る事実

三 出生時育児休業申出の方法等に関する事項

1 出生時育児休業申出は、次に掲げる事項（法第九条の二第四項に規定する場合にあつては、（一）、（二）及び（四）に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによって行わなければならないこととする。

(一) 出生時育児休業申出の年月日

(二) 出生時育児休業申出をする労働者の氏名

(三) 出生時育児休業申出に係る子の氏名、生年月日及び（二）の労働者との続柄等（出生時育児休業申出に係る子が当該出生時育児休業申出の際に出生していない場合にあつては、当該出生時育児休業申出に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び（二）の労働者との続柄。特別養子縁組の請求等の場合にあつては、その事実。）

(四) 出生時育児休業申出に係る期間の初日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）とする日

(五) 出生時育児休業申出をする労働者が当該出生時育児休業申出に係る子でない子であつて出生の日

から起算して八週間を経過しないものを有する場合にあっては、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄（特別養子縁組の請求等の場合にあっては、その事実。）

(六) 出生時育児休業申出に係る子が養子である場合にあっては、当該養子縁組の効力が生じた日

(七) 出産予定日前に子が出生したこと等の事由が生じた場合にあっては、当該事由に係る事実

2 育児休業申出の方法等について定めた育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条第二項から第八項までの規定は出生時育児休業申出について準用することとする。

3 事業主は、出生時育児休業をすることができないことについて合理的な理由があると認められる労働者等のうち出生時育児休業をすることができないものとして、労使協定で定められた労働者に該当する労働者から出生時育児休業申出があった場合には、当該申出を拒むことができること、当該出生時育児休業をすることができないことについて合理的な理由があると認められる労働者を次のとおりと定めること。

(一) 出生時育児休業申出があった日から起算して八週間以内に雇用関係が終了することが明らかな労働者

働者

(二) 一週間の所定労働日数が二日以下の労働者

4 事業主が労働者からの育児休業申出を拒む場合等に必要な手続等について定めた規則第九条の規定は出生時育児休業申出について準用することとする。

5 事業主が育児休業開始予定日を指定する場合の方法等について定めた規則第十一条及び第十二条の規定は出生時育児休業開始予定日の指定について準用することとする。

6 労使協定において、出生時育児休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備その他の措置の内容を定めた場合には、事業主は、出生時育児休業開始予定日とされた日の二週間を超え一月以内の出生時育児休業開始予定日を指定することができる。当該措置の内容を、次のとおり定めること。

(一) 出生時育児休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境整備の措置として、次に掲げる措置のうちいずれか二以上の措置を講ずること。

(1) その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
 - (3) その雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例の提供
 - (4) その雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知
 - (5) 育児休業申出をした労働者の育児休業の取得が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置に係る必要な措置
 - (二) 育児休業の取得に関する定量的な目標を設定し、育児休業の取得の促進に関する方針を周知すること。
 - (三) 育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための措置を講じた上で、その意向を把握するための取組を行うこと。
- 四 出生時育児休業開始予定日及び終了予定日の変更の申出等に関する事項
- 1 育児休業開始予定日の変更の申出の方法等について定めた規則第十三条から第十五条までの規定は

、出生時育児休業開始予定日の変更の申出について準用することとする。

- 2 出生時育児休業申出をした労働者が、その事業主に申し出ることにより、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業終了日を変更することができる申出期限について、出生時育児休業申出において出生時育児休業終了予定日とされた日の二週間前とするとともに、育児休業終了予定日の変更の申出の方法等について定めた規則第十七条の規定は、出生時育児休業終了日の変更の申出について準用することとする。

五 出生時育児休業期間中の就業可能日等の申出に関する事項

- 1 出生時育児休業申出をした労働者（出生時育児休業期間中に就業させることができるものとして労使協定で定められた労働者に該当するものに限る。）が、事業主に対し申し出ることができる出生時育児休業期間において就業することができる日その他の事項を、次のとおり定めること。

- (一) 出生時育児休業期間において就業することができる日（以下この五において「就業可能日」という。）

- (二) 就業可能日における就業可能な時間帯（所定労働時間内の時間帯に限る。）その他の労働条件

2 事業主に対して、1の事項を申し出る場合にあつては、次のいずれかの方法（二）及び（三）に掲げる方法にあつては、事業主が適当と認める場合に限る。）によつて行わなければならないこととする。

（一） 書面を提出する方法

（二） ファクシミリを利用して送信する方法

（三） 電子メール等の送信の方法（労働者及び事業主が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3 事業主は、1の申出がされたときは、次に掲げる事項を労働者に速やかに提示しなければならないこととする。

（一） 就業可能日のうち、就業させることを希望する日（ない場合はその旨）

（二） （一）の就業させることを希望する日に係る時間帯その他の労働条件

4 3の提示は、次のいずれかの方法（二）及び（三）に掲げる方法にあつては、労働者が希望する場合に限る。）により行わなければならないこととする。

(一) 書面を交付する方法

(二) ファクシミリを利用して送信する方法

(三) 電子メール等の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

六 出生時育児休業期間中に就業することの同意の方法等に関する事項

1 五の4の事業主の提示に対する労働者の同意は、次のいずれかの方法（(二)及び(三)に掲げる方法にあつては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならないこととする。

(一) 書面を提出する方法

(二) ファクシミリを利用して送信する方法

(三) 電子メール等の送信の方法（労働者及び事業主が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

2 事業主は、1の同意を得た場合は、次に掲げる事項を当該労働者に速やかに通知しなければならない

いこととする事。

(一) 1の同意を得た旨

(二) 出生時育児休業期間において、就業させることとした日時その他の労働条件

3 2の通知は、次のいずれかの方法（二）及び（三）に掲げる場合にあっては、労働者が希望する場合に限る。）により行わなければならないこととする事。

(一) 書面を交付する方法

(二) ファクシミリを利用して送信する方法

(三) 電子メール等の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

4 1の同意があつた場合に、当該労働者を就業させることができる日時の範囲は、次のとおりとする事。

(一) 就業させることとした日（以下この4において「就業日」という。）の数の合計が、出生時育児休業期間の所定労働日数の二分の一以下である事。ただし、二分の一とした数値に一日未満の端

数があるときは、これを切り捨てた日数であること。

(二) 就業日における労働時間の合計が、出生時育児休業期間における所定労働時間の合計の二分の一以下であること。

(三) 出生時育児休業開始予定日とされた日又は出生時育児休業終了予定日とされた日を就業日とする場合は、当該日の労働時間数は、当該日の所定労働時間数に満たないものであること。

七 出生時育児休業期間中に就業することの同意の撤回等に関する事項

1 六の1の同意の撤回は、その旨、その年月日及び4に掲げる事情に係る事実を事業主に申し出ることによって行わなければならないこととする。

2 育児休業申出の方法等について定めた規則第七条第二項から第六項（第四項第二号を除く。）までの規定は1の同意の撤回について準用することとする。

3 事業主は、1の撤回があつたときは、当該撤回をした労働者に対して、4に掲げる事情に係る事実を証明することができる書類の提出を求めることができることとする。

4 出生時育児休業開始予定日とされた日以後において六の1の同意の撤回ができる特別の事情がある

場合は、次のとおりとすること。

- (一) 出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
- (二) (一)の配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。
- (三) 婚姻の解消その他の事情により(一)の配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。

- (四) 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害その他これらに準ずる心身の状況により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

八 事業主は、次の事由を理由として労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととする。

- (一) 五の1の申出をしなかったこと。
- (二) 五の1の申出が事業主の意に反する内容であったこと。
- (三) 五の1の申出に係る就業可能日等を変更したこと又は当該申出を撤回したこと。

(四) 六の1の同意をしなかったこと。

(五) 六の1の同意の全部又は一部を撤回したこと。

九 一から八までのほか、育児休業に係る規定について、出生時育児休業についても適用されるよう必要の改正を行うこと。

十 その他所要の改正を行うこと。

第二 (略)

第三 その他

一 この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。